

議事日程第4号

令和4年3月2日(水)

第1 議案上程(議案第3号から第35号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 議案上程(議案第36号及び第37号)

提案理由の説明(市長)、質疑

第4 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主査	中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	佐藤 博
教 育 長	鈴木 雅彦	監 査 委 員	鈴木 誠
理 事	佐藤 透	総務企画部長	八端 隆公
観光文化スポーツ部長	小玉 博文	産業建設部長	田村 力
企 業 局 長	佐藤 孝悦	企画政策課長	杉本 一也
総 務 課 長	湊 智志	財 政 課 長	鈴木 健
税 務 課 長	佐藤 淳	福 祉 課 長	高 桑 淳
生活環境課長	畠山 隆之	健康子育て課長	湊 留美子
観 光 課 長	長谷部 達也	農林水産課長	鎌田 重美
病院事務局長	三浦 大成	会 計 管 理 者	平塚 敦子
教育総務課長	村井 千鶴子	学校教育課長	加賀谷 正人
監査事務局長	佐藤 静代	企業局管理課長	三浦 幸樹
ガス上下水道課長	三浦 昇	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第3号から第35号までを一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第1、議案第3号から第35号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、八端総務企画部長の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） おはようございます。

そうすれば、私からは、議案第14号から議案第18号及び議案第22号から議案第24号まで御説明をいたします。

まず、議案第14号男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の12ページをお開き願います。

提案理由でございますが、国家公務員の育児休業制度に準じ、非常勤職員の育児休業等に関し、在職期間要件を廃止するほか、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために必要な措置を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の改正内容でございますが、表の右の欄が改正前、左の欄が改正後であります。

まず、育児休業をすることができない職員を規定している第2条第3号の下線部、「(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」を削り、下線部「(イ)」を「(ア)」に、下線部「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」とい

う。)に」改め、下線部「(ウ)」を「(イ)」に改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

改正前の部分休業をできない職員を規定している第19条第2号の下線部、「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務期間を考慮して規則で定める」に改め、「アとイ」を削るものであります。

第22条の次に、下線部の妊婦又は出産等についての申出があった場合における措置等を規定した第23条及び勤務環境の整備に関する措置を規定した第24条の条文を加えるものであります。

次のページをお願いいたします。

附則は、この条例を令和4年4月1日から施行するというものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第15号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の改正内容でございますが、本則及び附則中「第23条」を「第23条第1項」に「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改めるものであります。

第5条及び第7条、第7条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加えるものであります。

第8条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、第15条中「同項」を「その減額後」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第23条第1項第1号から第3号のア・イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、新たに未就学児減額規定を同条に21ページ記載の1項を加えるものでございます。

21ページの第23条の2中、次のページをお願いいたします。「前条の」を「前

条第1項の」に「前条第1号」を「前条第1項第1号」に「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、」の前に「及び」を加えるものでございます。

29ページをお願いいたします。

附則第1項は、施行期日を公布の日からとするものでありますが、ただし書きにつきましては、令和4年4月1日から施行するものであります。

第2項は、改正後の男鹿市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

31ページをお願いいたします。

次に、議案第16号男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由でございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の改正内容でございますが、まず、用語の意義を規定している第2条第2号中、下線部の「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。)」を加え、一番下の33ページにかけて、第10号中の下線部「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改めるものであります。

33ページの附則は、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第17号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由でございますが、男鹿市地域公共交通網形成計画の基本方針に基づき、市内バス路線の利用者利便の向上に係る路線の変更、共通乗車券の運賃変更を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の改正内容でございますが、第3条中、安全寺線の路線変更についてでございますが、現在の路線は、安全寺から浮田商店、また、北浦の町中からニコットへのアクセスが悪かったため、この解消を図るため、終点を「北浦市民センター」から「ニコット前」に、船川循環線の路線変更については、いづく男鹿店の閉店に伴い、船川からも船越及び脇本へ買い物利用しやすい環境をつくるため、船越まで路線を延長するものであります。主な経由地点を「男鹿駅、市役所」から「脇本駅」に、終点を「男鹿みなと市民病院」から「船越駅」に 脇本船越循環線の路線変更については、これまでの利用状況から買い物利用が多いことを踏まえ、より商業施設前の通過を多くするため、船越駅と脇本駅間の往復運行を基本に、船川までの回送を実車運行として有効に活用するもので、始発を「脇本駅」から「船越駅」に、主な経由地点を「石館、船越小学校、船越駅」から「脇本駅、船越駅、脇本駅」に、終点を「脇本駅」から「男鹿みなと市民病院」に改めるものでございます。

別表第2、定期乗車券料金でございますが、共通乗車券については、これまで期間を1か月、3か月、6か月の設定で、1か月当たりの金額がいずれも2,000円の同額であったことから、長期での購入者が少ない状況でありました。このため、3か月乗車券を「6,000円」から「5,000円」に、6か月乗車券を「1万2,000円」から「8,000円」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

小児、障害者についても記載のとおり改め、バス利用の経済的負担軽減と利用促進を図るものでございます。

附則は、施行期日を令和4年4月1日からとするものでありますが、第3条の改正規定は令和4年4月21日からとするものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第18号男鹿市出産祝金支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由でございますが、子育て世帯の経済的な支援を目的として、出産祝金の支給額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の改正内容でございますが、表の右の欄が改正前、左の欄が改正後であります

が、第3条中、出産祝金の額を、第1子及び第2子に対し「3万円」を「5万円」に、第3子以降に対し、「10万円」を「20万円」に金額を改めるものであります。

附則は、施行期日を令和4年4月1日からとし、施行期日前に出生した新生児に係る祝金については、従前の例によるものとするものでございます。

48ページをお願いいたします。

次に、議案第22号市庁舎外部改修工事（外壁・サッシ）請負契約について御説明いたします。

本契約の目的といたしましては、本庁舎の外壁・サッシの改修工事を行うものであります。

本工事の契約方法につきましては、条件付き一般競争入札で、入札参加資格は建築工事の格付けA級、市内に主たる営業所を有するものとして行っております。

去る1月17日に改札した結果、4社から入札があり、最低入札価格の男鹿市船越字船越285番地、株式会社清水組 代表取締役社長 清水隆成と2億460万円で本契約を締結するというものであります。

なお、工期は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの予定でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第23号男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部変更について御説明いたします。

提案理由でございますが、男鹿市議会議員定数の変更に伴い、男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約を変更する必要があるため、同組合の規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお願いします。

組合同規約第5条第1項中、組合議会議員定数を「10人」から「9人」に改め、第2項中、男鹿市選出の議員数を「男鹿市6人」から「男鹿市5人」へ改めるものであります。

附則は、施行期日を知事の許可を受けた後、令和4年4月22日からとするものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第24号八郎湖周辺清掃事務組合同規約の一部変更についてでございます。

提案理由でございますが、これも先ほどの衛生処理一部事務組合と同じで、男鹿市議会議員定数の変更に伴い、八郎湖周辺清掃事務組合同規約を変更する必要があるため、同組合の規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

組合同規約第5条第1項中、組合議会議員定数を「14人」から「13人」に改め、第2項中、男鹿市選出の議員数を「男鹿市6人」から「男鹿市5人」へ改めるものであります。

附則は、施行期日を知事の許可を受けた後、令和4年4月22日からとするものでございます。

以上で議案の補足説明を終わりますが、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） 次に、田村産業建設部長の説明を求めます。田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） おはようございます。

私からは、産業建設部に係ります議案第19号から第21号までの各議案について御説明いたします。

議案書の39ページをお願いいたします

初めに、議案第19号男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、男鹿市農業振興資金貸付基金と男鹿市畜産振興資金貸付基金を統合することにより、基金を有効かつ効果的に運用するほか、貸付対象者を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、改正内容といたしまして、1点目として、第3条貸付対象者において、個人を除き団体及び法人に限定する、2点目として、附則におきま

して男鹿市畜産振興資金貸付基金条例を廃止する、3点目として、所要の経過措置を定めるものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

続いて、42ページをお願いいたします。

議案第20号男鹿市農林漁業後継者等奨励条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、農林漁業者の高齢化により、後継者や新規担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、奨励対象の裾野を広げ、幅広く担い手を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、43ページをお願いいたします。

新旧対象表でございますが、主な改正内容といたしまして、1点目として、条例の名称中「後継者等」を「担い手」に改め、条例の名称を「男鹿市農林漁業担い手奨励条例」といたします。

2点目として、対象者の年齢要件を緩和いたします。

第2条の用語の定義において、第1号後継者及び第2号経営者において、対象年齢を、これまで満36歳未満としていたものを、満60歳未満に改めます。

また、第3号被雇用者を新たに支給対象に加え、次の第3条の各項において、被雇用者の要件を追加してございます。

3点目として、奨励金の額を増額いたします。

44ページの下の方になります。

第4条奨励措置でございますが、現行50万円の一括支給から、1年目50万円、3年目30万円、5年目20万円の計100万円とする。また、被雇用者につきましては、20万円とするものでございます。

施行期日は令和4年4月1日でございます。

次のページ、46ページをお願いいたします。

次に、議案第21号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、令和元年の住宅火災により解体しておりました小深見団地の住宅について、今般、男鹿市市営住宅マスタープランの改定において、新規建設を行わないこととしたことから、当該住宅の用途を廃止するため、本条例の一部を改正するものであ

ります。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、改正内容といたしまして、別表中、市営住宅一覧から当該住宅301号を除き、戸数を5から4に減じるものでございます。

施行期日は、公布の日からであります。

以上で説明は終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番佐藤誠議員の質疑を許します。

○10番（佐藤誠議員） おはようございます。

今、議案の説明いただきましたけども、ちょっと二つばかり伺いたいと思います。

議案第19号農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例について伺います。

今回この40ページにございます改正前と改正後の表によりますと、個人はなくすと。今度は農業法人、もしくはこの団体ということが明記されているんですけど、やっぱり個人というものは、今までもあまり実績がなくてこうなったのか、見込みが、その辺がなぜこの個人をなくしたのか、そういう要望はないと見込んでいるのか、その辺のことをひとつ伺いたいなということ、どういうふうな、なぜこういう改正されたのかと、されるのかということの質問でございます。

それからもう一つ、20号についても一つお伺いします。

43ページに男鹿市農林漁業後継者等奨励条例の一部を改正する条例ということですが、先ほどの説明で、この表にも改正後の方、書いてありますが、年齢が満15歳以上60歳未満と。新たに主たる生業としてということが書いています。そして、2号の経営者につきましても、15歳以上60歳未満で、主たる生業としてと。この主たる生業とするということの文言について、ちょっと考えてみると、こういう担い手とか経営者とか新しく取り組む人たちが主たるその経営として取り組むというのは、本当に気合い入れてやる人が多いと思うんですけども、やっぱり農業でも、実際経営ができるまではやっぱり時間がかかっていくものです。野菜でも何でも育つためには時間かかりますから。それが主たるというものは、何を基準として主たるという、収入とか、何を基準として主たるということをお認められるのかと。つまり、多分初めはで

すね、別に仕事しながら農業に転換していくとかっていうことを考えていって、やっこの新しい起業を頑張ろうと、そして経営、担い手になろうと、やってみるかなという気持ちになるんじゃないかなと、人の気持ちを考えたときに。そうなったときに、この主たるというものの考え方、どういうふうにして当局の方では判断されるのかなということを伺いたいと思います。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 御質問にお答えいたします。

初めに、振興資金の貸し付けの中で個人を除いたという部分でございます。

農業振興資金及び畜産振興資金、どちらの方も現在その借入者がいないといえますか、ここ数年、畜産に関しては、去年は農場の関係で1人おりましたけれども、それ以前は平成18年、20年近く利用者がいなかったという畜産の方。また、農業振興の方も四、五年くらいですかね、個人の利用がないということで、現在その貸付け利用しているのは、どちらの方も1件のみという状況になってございます。そういった状況もありますので、いずれ個人に関しましては、ほかの共済さんとかいろいろそういった部分もありますし、需要がないといえれば変ですけれども、そういった形で、まず個人の方は今回除かせていただきました。

いずれ法人なり団体につきましては、これから農業に関しては、やはり会社経営での農業、そういった部分の方が重要といえますか、そういった方向に移っていくと思われまので、そういった部分で法人の方は残して、まずこの条例を運用していきたいと、そういった内容でございます。

それで、2点目のその主たる生業といえますか、農業ということで、その判断基準といえますか、一応その申請の中では、どの程度農地を経営しているか、そういった部分の申請書の内容には記載してございますが、厳密な線引きと言われますと、なかなかちょっと、いずれその個々の申請の中で面談なり、その内容を確認した上で、その方の意気込みという言い方もあれですけども、そういった中でまず慎重に判断しながら、その対象、対象外、そういった部分は判断させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠議員） いいです。分かりました。

○議長（吉田清孝） 10番佐藤誠議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。1番中田謙三議員の発言を許します。

○1番（中田謙三議員） 私も佐藤議員と同じ議案第19号の農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の中身について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

改正後の（3）土地改良事業を施行することを目的として設立された団体という書き方があります。それで、どういう団体を考えているのか。それから、土地改良事業、おのずと区域を決めて設定しなければいけないと思いますので、その面積とか、それから、この資金の貸付けの要件とか条件とか上限の額とか、そういうことが決められているのか、その点についてお尋ねします。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 御質問にお答えいたします。

初めの土地改良事業を施行することを目的として設立された団体、こちらの方は土地改良区を想定しているものでございます。

その貸付金の要件でございしますが、条例上、限度額を1,500万円、それで事業費の80パーセントまでということで規定してございしますが、あくまでもこの基金の残高の中で調整されますと、そういったような内容でございします。

以上でございします。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。1番中田謙三議員

○1番（中田謙三議員） 土地改良区という名称が出ましたので、まず、今、普通のパターンですと土地改良区で土地改良を行う際は、私どもは上部団体である土地連、土地改良事業団体連盟、そちらにまずお願いして、それからまず当然、農林水産課、それから県の流れというか、そういう形がまずあるかと思えます。今言うように、私が言わんとするところは、土地改良に入ってるところは、おのずと地域からそういう要望があってそこをやりたいというか、そんな流れできますので、実際にこの貸付基金条例、そうすれば土地改良区の方で、ここ、ここってというような話は、なかなか動きづらいのではないかというか、私はそう考えます。どのようなことを想定して、こ

の条例を作られたのか分かりませんが、私はそう考えます。おのずと土地改良区では換地もできませんし、土地改良施工の土地の造成とか換地とか、それから用排の設計とか、それはもう土地改良区でなく土地連に委ねる形になりますので、おのずと事業費も違ってきますし、とてもこの基金で対応できる話ではないと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田清孝） 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時32分 再 開

○議長（吉田清孝） 会議を再開いたします。

佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） ただいまの御質問で土地改良区が借入れすることはないんでないかというふうなお話でございますけども、かつては土地改良区様々ありまして、事業費等で不足する分、もしくは償還で、なかなか手当てがつかないというふうなこともあったやに聞いてございます。そうした場合に、今は統合されてかなり大きくなりましたので、今現在やってる基盤整備事業ですとか、それからかんがい排水事業等やる場合には、十分な手当てがされると思いますけれども、そういった過去の経緯も踏まえて、そういうところに支障が来すればうまくないというふうなことでの対応でございます。多分使わないかもしれませんが、そういう場合、ケースも想定されるのではないかというふうなことで、現に過去にそういう形で一時この資金を借入れしたというふうな話も聞いてございますので、この後もあるかもしれないというふうなことでの、対象者として載せているというふうな部分でございます。よろしく願います。

○議長（吉田清孝） さらに質疑ありませんか。1番

○1番（中田謙三議員） 副市長、分かるような分からないような話をさせていただきましたけれども、私の観点で話をさせていただければ、過去において私の記憶では、土地改良に入って、ないその土地を、県の事業でもって、まず地域の方々がやってあったというような、そういう事例が私は男鹿市にあるかと思えます。その話を私、今、

思い返していますので、そうなる今言うこの団体というか、土地改良区だという名称を使っていますよね。これだと今のような、私先ほど知ってる部分でのことになるかと、農業法人に該当してくるのか、どういう、この（３）に該当してくるのか、それは私は分かりませんが、なかなかこの資金が使いづらいのではないかと、そう思って今発言しています。いかがでしょうか。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 実際に貸付け実行があったのが土地改良区だったものですから、これから農業法人ということも、まるっきり考えられないわけではございませんで、土地改良施設ですから、土地改良区に入っていない地域もございますので、そういったところが水利関係の、今現在が例えば水利組合かなんかでやっているところが、それを実施するということが考えられますけども、かつて貸付け実行されたものは土地改良区でございますので、そういったものも含めて、これからはそういうものがまるっきり皆無かとなると、そうでもないだろうということで今回の改正に伴って条文に入れさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（吉田清孝） １番中田謙三議員の質疑を終結いたします。

○１番（中田謙三議員） ありがとうございます。

○議長（吉田清孝） ほかに質疑ありませんか。１５番三浦利通議員の発言を許します。

○１５番（三浦利通議員） 私からも今の関連でお尋ねいたしますけれども、議案第１９号農業振興資金の関係ですが、担当部長、最近ここ数年というのは、あまり貸付け状況が見られないというようなことを話されておりましたけども、その理由、背景というのは、御案内のようにずっと低金利時代が、最近ではほとんどゼロ金利というような状況の中で、振興資金を借りなくても、使わなくても、他の国の公庫資金等で、スーパーＬ資金とかああいうもので結構農家サイドからすれば足りているというような状況も強くなったことが背景にあるのかなという気がしますけれども、ただし、現実にはそうでもないような、去年でしたけども、ＪＡサイドから機械を購入して、ＪＡの資金を借りたいということで申込みしたら却下された。業者の方に行って、業者から購入して、最近の業者っていうのは、みんなクレジットを組ませますから、

金利が2パーセントちょっとぐらい。そういう状況もあります。ですから、私が言いたいのは、あまり利用されていない条例、振興資金になってしまったとすれば、むしろ役割を果たしたとしたらねぐしてもいいんでないか。改正して残してやっていくとすれば、もうちょっと使い勝手のいいような形に改正。これだと何もあんまりあれなんでね。改善というような中身になってねんでねがなっていう気がしますが、それでもないっていうことがまず担当部長でもあるとすれば、ちょっとお聞かせください。

それと、改正前は新規の就業者というのが示されておりましたけれども、先ほど中田議員も言いまして、(3)では土地改良区関係の事業に貸出しを可能にするということですが、新規就農者というのは、一番担当の皆さん分かってるとおり、最近では、新年度からも相当国が手厚い補助金、5年間で150万円ぐらいというような等々の、ある意味では優遇されたようなそういう措置、政策がなされておりますけれども、それにしても現実には新規就農者というのは、意外と頑張って農業に取り組んでるけれども、なかなか結果が思ったように出てこない、いかないというような状況の中では、やっぱりこういう振興資金を残すとすれば、そういう部分というものも対応できるような形で改正というかやっていった方が正解でないかなという気がしますが、その辺の現状をどう捉えているのかちょっとお聞かせください。

それと、次の議案第20号の農林漁業後継者等奨励条例の一部を改正する条例の関係ですけれども、この条文ちょっと見てみますと、林業関係を意識したようなそういう改正部分が示されておりますけれども、市長あれですか、男鹿市においては林野とか山林とか、結構な面積を要している中で、最近はなかなか50年経過した杉でも、前の統計データによりますと、山から出して製材して云々っていう、実際の1町歩の50年杉をそういうふうにしてやっても、売っても、結果残るのが10万円足らずというような、そういう数字も出ておりました。これ四、五年前の県の林業振興、県議会の先生方が中心になっているその中でそういう数字が示されております。しかしながら、最近はどうも国産材の需要というのが高まってきて、それなりの経営的な面でも、いくらか従来よりは高まってきている、良くなっているという状況の中で、将来的に、やっぱり林業というのは生業として何とか維持できるような施策という考え方っていうのは、当然持っておかなければいけないんじゃないか。現状、ほ

とんど山の手入れを、林の手入れをする人がおらないし、後継者もほとんどゼロに近いという状況を、見放しているわけではないでしょうけれども、それなりの将来を意識した中で後継者的な人方を何とかこう、数少なくとも育てていくという考え方、そういう施策なんかもあってしかるべきでないかなということであろうかと思えますけれども、市長、山のことあんまり考えてねんだべが。海のことは相当、この前もやり取りがあったわけで、その辺の考え方の整理ちょっとこの機会にお聞かせください。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 質問にお答えいたします。

まず今回の条例改正の目的といたしますか、その一つの中に畜産振興資金、そちらの基金の方を廃止したいという、それがまず一つの目的にございました。こちらの方は、監査等の指摘もありまして、長い間利用のない基金を持っていても、きちっとそれなりに処理した方がいいということで、監査の指摘も受けておりましたので、そういった中で、まずこちらの方を取りあえず整理していかないといけないということで、ただこれ、いきなりなくすわけにもいきませんので、これの中身を農業振興資金の基金の方に取り込みまして、そういったことでまず今回、基金の条例改正ということで取り組みました。それで、その中で、その貸付け要件等もし見直せるものがあればということで、今回土地改良とかそういった部分も加えたり、個人の方を除いたり、そういったような改正をいたしました。

それで、先ほどそもそもなくしてもいいんじゃないかという、ちょっとあれですけども、いずれこの基金につきましては、長年といいますか旧若美町時代から引き継いで運営してきた基金でございますけれども、なかなか利用状況という部分では、あまり芳しくないといいますかそういった状況ありますので、いずれこの基金に関しましても、将来的にはまた別の方向といいますか、そういった部分も考えていかないといけないようには今思っております。それで、いずれ例えば利子補給とかそういった部分に振り替えるのか、いずれちょっとあれですけども、いずれ将来的にはなくしていくような方向ということで考えてございます。

それと、担い手奨励条例ということで、林業の部分も加えたというその部分につきましては、やはり林業の部分、なかなか担い手がいないということで、そういったの

もありまして、意識的といいますか、そういった部分で加えた部分はございます。

今後の林業振興ということで、男鹿市の林業に関しましては、なかなか零細、小規模の所有者といいますか、零細な規模の林家といいますか、所有者が多いもので、なかなか効率的な林業というものができていないのが実情でございます。そういった中で、雇用奨励金の方もありますし、そういった部分でまず何とかその担い手確保という部分もありますし、また、森林環境譲与税の方、今度、年間入っておりますので、そういった中で林業、そもそも経営に向かえる山かどうか、そういった手のつけられてない部分の山の現状というものを把握しまして、そういった部分で森林の経営といいますか管理の部分、きちっと所有者を整理した中で林業に向かっていかないと、なかなかその経営が成り立たないということで、まずはその森林環境譲与税を活用しながら、森林の所有者といいますか経営が成り立つ林業という部分をきちっと計画整理していくのがまず大事じゃないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 議案質疑については、大綱質疑であり、佐藤副市長、菅原市長に対する質疑と理解しておりますので、そのような形でお願いいたします。

佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 大変失礼しました。当初から私の方からお話すればよかったんでしょうけども。

まず一つ、農業振興資金でございますけども、議員おっしゃるとおりに、これを改正するに当たって、もうやめるという選択肢があるだろうという話は中でありました。相当ありました。といいますのは、議員も御案内のとおり、今、自治体が、国も県も市も、その原資をもって、もしくは原資を拠出して預託するという形で、原資を直貸し、いわゆる直貸しといいますか、そういう形のものというのは今の時代に合うのかというふうなことで、まずだんだんなくなっている。かつては県も相当商工関係のやつ直貸ししてましたし、農林関係もしてましたけども、それはやはり餅は餅屋で金融機関、金融共済関係を持っている部署にお任せするのがまず筋だろうと。その上で、当然それは、議員からもお話ありましたように、今、低金利時代で、さしたる利率もございませんけれども、これがどうなるか分からないと。そうなった場合

には、やはり利子補給という形で、そうした時代の情勢に合わせて行政が支援するという形で資金需要にしっかりと応えていくというのが、やっぱり基本だろうというふうな思いでございます。ただ、そうはいっても一面、これまで実績がなかったというのは、果たして農業者の皆さん、畜産農家の皆さんに、このことがしっかりと伝達されていたのかと、本当に需要がなくてという形なのかという思いも一部ございまして、とりわけこれから資金需要が多くなるであろう農業法人等に対象を絞って残そうというふうなことで、こういった形の条例改正になったところでございます。

新規就農者につきましては、もちろん一番技術も伴わないと、なかなかスタートの時点で安定した経営ができないということがありますので、国も県も市もこぞってそのスタートダッシュのところをつまづかないようにということで、様々な手当てをしておりますし、今回の議案第20号の方の額を上げたということも、いくらかでもそのスタートのときに安心感を持ってスタートして経営が軌道に乗るまでの間の支えになればということで倍増したところでございます。そうしたところで、新規就農者につきましては、もちろんそういう思いはございますけども、前段申し上げたようなことで、まずそれはそちらの方にお任せしてもいいんでないかというふうなことでございます。

なお、補助事業も含めて、資金の方も、新規就農につきましては特別の資金もありますので、そういった点で対応できるだろうというふうに考えたところでございます。

それから、この担い手のところ林業を意識しているのかと、まさにそのとおりでございます。今、担当部長から話ありましたけれども、これからの林業の担い手、担い手という表現はどうか分かりませんが、担い手は、やはり端的に言えば素材生産、例えば森林組合ですとか、そういう素材生産を担うところに従事する、それがやはり林業の担い手の、やはりこれからは自然にそうくなっていくんでないかなというふうに思っております。なかなか個人の林家の方が木を植林して、育苗して、間伐して、下刈りして間伐して、そして伐採してというのは、なかなかこれから難しいんでないかと。ましてやそれを再生林とまでやるとなれば、非常に厳しいだろうというふうなことで、我々として林業担い手を想定しているのは、そういう素材生産のところに勤めて、しっかりと男鹿の山を荒れないで切り出してくれるというふうな、そう

いった従事者の方を一応イメージしてございます。そういったことで、林業の場合は従事者ということで、新たにその道に入ってくれた方には20万円を応援しようというふうなことでございます。

先ほど申し上げましたように、森林環境譲与税も出てきますので、ここら辺を含めてやはり、いわゆる林業の担い手といいますか、しっかりと素材生産できるような環境整備というものに努めていければなと思ってございます。

まさに議員がおっしゃった林業を意識してのところでございます。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。

○15番（三浦利通議員） 今の案件については、私の所管でもありますので、あとやめます。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝） 15番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

ほかにありませんか。4番伊藤宗就議員の発言を許します。

○4番（伊藤宗就議員） 私から、議案第17号バス条例の改正ですが、35ページ、既に乗車券を長期購入された方で、この4月1日から6か月だと3分の2、3か月だと6分の5になるということですが、既に長期購入された方で料金改定後の返金の対応方法、それから、そうしたことの周知方法についてお聞かせください。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 既に購入している乗車券の返金ということでございますが、今現在購入いただいているものに関しましては、返金ということは考えておりません。あくまでも4月1日発行分からの料金というふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。4番

○4番（伊藤宗就議員） 極端な例かもしれませんが、例えば今月、6か月分買った方というのは、かなりの金額が変わってくるんだと思ひますが、やはり返金なり何なりの対応は必要なのではないか、利用者の方の立場に立って考えると、例えば日割りなり、さっき言った率なりで、返金しながら新たな乗車券をとという形が適正なのではないかなと思ひますが、いかがでしょう。もう一度その点、お聞かせください。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 返金をした方がいいのではないかとこのところですが、この件に関しましては、事前にこういうふうになるというお話はさせていただいております。色々と販売しているところがございますが、そのところで周知させていただいております、その上でどういう選択をするかというところを選んでいただいているところでありますので、超えていくというのはそんなにはないのではないかなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝） さらに質疑ありませんか。

○4番（伊藤宗就議員） 分かりました。

○議長（吉田清孝） 4番伊藤宗就議員の質疑を終結いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第14号から第24号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第3号から第13号まで及び第25号から第35号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号から第13号まで及び第25号から第35号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 議案第36号及び議案第37号を一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第3、議案第36号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第37号令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました補正予算2件について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第36号の一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、売上げが大きく減少している市内事業者の事業継続を支援する「男鹿市事業者緊急支援金事業」、主食用米から大豆や園芸作物等への作付け転換を行う農業者に対し支援する「稲作作付転換営農支援事業」、昨年からの急激な燃油価格高騰により影響を受けている漁業者及び花き農家に対して支援を行う「漁業者等燃油価格高騰緊急対策事業」のほか、市内の宿泊需要を喚起するための「緊急宿泊支援事業」などの実施に要する経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ3億2,910万円を追加し、補正後の予算総額を163億4,110万円とするものであります。

議案第37号の男鹿みなと市民病院事業会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、医療機械器具の更新に要する経費を追加したものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

日程第4 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝） 日程第4、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第36号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第37号令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）については、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第37号令和4年度男鹿みなと市民病

院事業会計補正予算（第1号）については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長（吉田清孝） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝） お諮りいたします。明日3日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、明日3日から15日までは議事の都合により休会とし、3月16日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時00分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第14号 男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 市庁舎外部改修工事（外壁・サッシ）請負契約の締結について

教育厚生委員会

- 議案第18号 男鹿市出産祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 男鹿地区衛生処理一部事務組合理約の一部変更について
- 議案第24号 八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更について

産業建設委員会

- 議案第19号 男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 男鹿市農林漁業後継者等奨励条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第3号 令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）について
- 議案第4号 令和3年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第5号 令和3年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第 6 号 令和 3 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 号 令和 3 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 号 令和 3 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 9 号 令和 3 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 10 号 令和 3 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 11 号 令和 3 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 12 号 令和 3 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 13 号 令和 3 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 25 号 令和 4 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 26 号 令和 4 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 27 号 令和 4 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 28 号 令和 4 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 29 号 令和 4 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 30 号 令和 4 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 31 号 令和 4 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 32 号 令和 4 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 33 号 令和 4 年度男鹿市下水道事業会計予算について
- 議案第 34 号 令和 4 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第 35 号 令和 4 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について
- 議案第 36 号 令和 4 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 37 号 令和 4 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）について